

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱（平成24年鹿屋市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鹿屋市介護予防・日常生活支援総合実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）第4条第1項第2号ウ」を「鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）第4条第2号ウ」に改める。

第2条第2項中「元気度アップ・ポイント事業」を「高齢者元気度アップ・ポイント事業」に改め、同条第4項中「別表」を「別表第1」に、「及び活動とする」を「及び活動内容とする」に改める。

第4条第3項中「鹿屋市高齢者等元気度アップ・ポイント事業等指定申請書（指定・却下）決定通知書」を「鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定（却下）決定通知書」に改め、同条第4項中「元気度アップ事業」を「ポイント事業等」に改める。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、事業対象者が18歳未満の者であるときは、事前にその保護者の同意を得なければならない。

第7条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、交付金等申請者が18歳未満の者であるときは、事前にその保護者の同意を得て提出しなければならない。

第7条第2項中「交付金等申請者」を「高齢者元気度アップ・ポイント事業に係るポイント付与対象活動を実施した交付金等申請者」に、「転換交付金等」を「高齢者元気度アップ・ポイント事業に係る転換交付金等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、第1項に規定する申出があった場合は、当該交付金等申請者の介護保険料の未納又は滞納の有無、申請内容等を審査し、ポイント手帳を添付の上、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント活用申出伝達書（別記第5号様式）により、転換交付金等の交付の可否を管理機関に伝達するものとする。

第7条第7項に次のただし書を加える。

ただし、交付金等申請者が18歳未満の者である場合の転換交付金等は、物品に

限るものとする。

別表第1 元気度アップ・ポイントの部参加型の款事業の項中第2項を削り、第3項を第2項とし、同款活動内容の項第1号中「参加」の次に「並びに鹿屋市特定健康診査及びがん検診等実施要綱（平成20年鹿屋市告示第24号。以下「検診等要綱」という。）別表に掲げる検診等又は人間ドック及び脳ドックの受診」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

活動内容	付与する評価ポイント
1 検診等要綱別表に掲げる特定健康診査、長寿健康診査又は一般健康診査の受診	1回当たり5ポイント
2 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の特定健康診査の受診	1回当たり5ポイント
3 検診等要綱別表に掲げる検診等の受診（第1項に掲げるものを除く。）	1回当たり2ポイント
4 脳ドックの受診	1回当たり2ポイント
5 前4項に掲げる活動内容以外の参加型のポイント付与対象活動	1回当たり1ポイント
6 ボランティア型の活動	1回当たり3ポイント
7 前各号に掲げるもの以外のポイント付与対象活動	1回当たり1ポイント

備考1 第1項から第4項までに掲げる検診等の受診は、定期受診又は再検査は対象としない。

2 取組強化月に、第5項から第7項までのいずれかの活動を行った場合は、

それぞれ当該右欄に掲げる付与する評価ポイントの2倍のポイントを付与する。

別記第2号様式中「鹿屋市高齢者等元気度アップ・ポイント事業等指定申請書（指定・却下）決定通知書」を「鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等指定（却下）決定通知書」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント
活用申出書

私は、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおりポイント手帳を添えて高齢者元気度アップ・ポイント等の活用を申し出ます。

記

被保険者番号(65歳以上のみ)		
氏 名		
活用ポイント	換算後の高齢者元気度アップ・ポイント	ポイント
	換算後の介護人材確保ポイント	ポイント
	合 計	ポイント
転換方法	1 物品 2 換金 (30ポイント以上のみ)	

注1 活用ポイント欄には、換算後のポイント数を記入してください。

2 活用ポイント数にかかわらず、申請者が未成年者（18歳未満）である場合の転換方法は、物品に限ります。

※振込依頼先口座（換金を希望する場合のみ）

銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本 店	種 目	口 座 番 号					
	支 店	1 普通						
	出張所	2 当座						
	支 所	3 その他						
フリガナ								
口座名義人								

【同意欄】

私は、申請者が介護人材確保ポイント活用の申出をすることに同意します。

年 月 日

住所：

保護者氏名：（署名）

続柄：

注1 未成年者（18歳未満）が申請する場合は、保護者の同意が必要となります。

2 上記同意欄に保護者が署名をしてください。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

管理機関 様

鹿屋市長 印

鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイント
活用申出伝達書

高齢者元気度アップ・ポイント等の活用申出があった者について、内容の審査を行いましたので、鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱第7条第3項の規定により、ポイント手帳を添えて伝達します。

記

- 1 活用申出者及び活用申出ポイント数
- 2 転換交付金等交付可能者及び転換交付金額

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の高齢者元気度アップ・ポイント及び介護人材確保ポイントの付与対象となる事業及び活動（以下「ポイント付与対象活動」という。）について適用し、同日前のポイント付与対象活動については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。